

湯河原町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 神奈川県 湯河原町

事 業 名 : 湯河原町公共下水道事業・特定環境保全公共下水道

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和60年度 (供用開始後40年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適 (全部適用)
処理区域内人口密度	56.59人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	2 : 湯河原処理区、奥湯河原処理区		
処 理 場 数	1 : 湯河原町浄水センター		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	供用開始時より熱海市の一部の区域127haを「広域処理方式」として本公共下水道に取り込んでいる。 また平成19年度より真鶴町の汚水を湯河原町の下水終末処理場で処理を行う「広域処理方式」として本公共下水道に取り込んでいる。 県が令和4年度に策定した汚水処理事業広域化・共同化計画で定められたロードマップにおいて、電力や薬品の調達、水質検査業務の近隣自治体との共同化に関する協議を進めているところである。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	・現行では、水道使用量を算定基礎とする従量制を採用している。 ・令和6年4月1日から現行の使用料体系に改定を行っており、改定倍率は12%である。 ・使用料(消費税別)は、基本使用料(1か月当たり10m ³ まで1,266円)と超過料金(158円/m ³)により構成されている。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	特になし				
その他の使用料体系の 概要・考え方	特になし				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	2,540 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	2,895 円
	令和5年度	2,540 円		令和5年度	2,900 円
	令和6年度	2,846 円		令和6年度	3,034 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	現在の組織体制は、事務職員4名、技術職員3名の計7名体制である。
事業運営組織	令和7年度現在は下水道課として事業運営を行っている。令和8年度からは水道課と統合した上下水道課として運営を行っていく方針である。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場の運転については3年間の民間委託としている。 委託内容には薬品の調達を含む。
	イ 指定管理者制度	特になし
	ウ PPP・PFI	特になし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	特になし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	職員及び委託業者社員の駐車場使用料を徴収している。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

経営比較分析表参照

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

湯河原町の行政人口は毎年減少傾向を示しており、今後もこの傾向が続くものと考えられる。また、毎年、面整備を見込んでいるものの、行政人口の減少率が大きいことから処理区域内人口についても年々減少していく見込みである。

【行政人口】

令和6年度:22,974人
令和17年度:19,900人(令和6年度比:14.4%減)
令和37年度:14,420人(令和6年度比:37.2%減)

【処理区域内人口】

令和6年度:21,350人
令和17年度:18,701人(令和6年度比:12.4%減)
令和37年度:13,591人(令和6年度比:36.3%減)

(2) 有収水量の予測

①推計方針

【公共下水道事業】

R6年度末時点の水化率は92.8%である。今後、水化率の向上を見込み、R11年度における水化率を95%、以降95%で推移するものとして設定した。これに、過年度実績に基づく有収水量原単位を乗じて有収水量の推計を行った。

【特定環境保全公共下水道事業】

R6年度末時点の水化率は70.4%である。過年度実績より、年間0.75%の増加を見込むこととして水化率を設定した。これに、過年度実績に基づく有収水量原単位を乗じて有収水量の推計を行った。また、本処理区は観光汚水量の影響が大きいので、別途一定量の観光汚水量を見込んでいる。

【熱海市・真鶴町からの水量】

R6年度末有収水量実績に行政人口減少率を乗じて有収水量をそれぞれ設定した。

②有収水量の予測

湯河原処理区、奥湯河原処理区ともに水化率は減少すると推計される。また、熱海市及び真鶴町の行政人口も減少すると推計される。したがって、有収水量についても年々減少していくことが予想される。

(3) 使用料収入の見通し

湯河原町は令和6年度に使用料体系を改定しており、基本料金、超過料金ともに12%の値上げを行っている。しかしながら、有収水量が減少する見込みであることから、使用料収入についても年々減少していくことが予想される。

【使用料体系】

○改定前	○改定後
基本使用料(10 ^m まで):1,130円	基本使用料(10 ^m まで):1,266円
超過料金(1 ^m 当たり):141円	超過料金(1 ^m 当たり):158円

【使用料推計】

令和6年度:497,308千円
令和7年度:519,719千円
令和17年度:413,838千円

(4) 施設の見通し

湯河原町の公共下水道は昭和60年度から供用を開始しており、令和6年度末現在、40年が経過している。現在の管渠老朽化率は0%であるが、今後標準耐用年数である50年を超過する管渠が増加していくことで、改築や修繕費等の建設改良投資の増大が想定される。また、汚水処理や污泥処理に係る機械・電気設備についても定期的に更新費用を見込む必要がある。

良好な下水道サービスの提供の維持に当たっては、突発的な故障や機能不全を未然に防止する「予防保全」の観点から、ストックマネジメント計画に基づく計画的かつ効率的な維持管理及び更新を実施する。また、近年の激甚化・頻発化する風水害や、発生が予測できない地震などの災害が発生した場合においても、被害軽減や迅速な復旧ができるよう、耐震化工事や耐水化工事を推進していく必要がある。

(5) 組織の見通し

令和8年度から水道課との統合により、上下水道課として運営を行っていく。

3. 経営の基本方針

【経営戦略の改定方針】

方針1:ストックマネジメント計画や総合地震対策事業計画等を活用し、建設改良費の平準化を図る。

方針2:面整備の実施による下水道未普及地域の解消や、下水道未接続家屋に対する啓蒙活動等により下水道への接続の理解向上に努めることで、下水道使用料収入の増加を見込む。

方針3:適切な下水道使用料の検討を行い、経費回収率の改善を目指す。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	
	R15年度までの投資試算については、現在予定されている処理場施設の改築更新、耐水化、耐震化について、ストックマネジメント実施計画や総合地震対策事業計画に基づく事業費を見込んでいる。R16年度以降における投資試算はストックマネジメント基本計画で推奨されている改築シナリオに基づく費用を見込んでいる。 上記計画に基づき、施設の安全性を高めつつ、ストックマネジメント計画の理念である更新工事費の平準化を図ることとする。

【管路施設】 下水道未整備の地区について今後も面整備を進めていく方針であり、計画期間内において総額約4.8億円を見込んでいる。 本町の公共下水道は供用開始から40年が経過しており、今後法定耐用年数を超過する管渠が増加していくことが想定されるため、新規面整備のほか更新工事を並行して実施していく方針である。計画期間内において総額約4.5億円を見込んでいる。 総合地震対策事業として、R10年度に耐震診断、R11年度に実施設計、R12～14年度に管渠の可とう性化工事を実施予定であり、総額約3.0億円を見込んでいる。 【処理場施設】 R8年度より第2期ストックマネジメント計画に基づき改築・更新工事を進めていく予定である。R13年度より第3期ストックマネジメント計画期間となるが、水処理施設を旧系から新系の池へ移設する予定である。計画期間内において総額約28.4億円を見込んでいる。 また、総合地震対策事業として、R11～12年度で放流口のフラップゲート設置による耐水化工事を実施予定である他、R8～R10年度に管理棟と汚泥棟の耐震補強工事を実施予定である。耐水化については総額約15百万円、耐震補強工事については総額約2.6億円を見込んでいる。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	
	平成29年度の地方公営企業法への適用以降、収益的収支は毎年赤字となっており、令和6年度末時点での累積欠損金は349,674千円となっている。 施設の老朽化が進んでいることから今後も多額の建設改良投資が必要となるほか、物価上昇に伴う維持管理費の高騰等も想定される。このため、計画期間内における赤字の解消は困難であると考えられる。したがって、今回の経営戦略では、経費回収率80%以上を維持することを目標としている。

【使用料収入】 下水道事業における公営企業においては、独立採算の原則を基本として、雨水公費・汚水私費の原則に基づき、汚水処理に係る経費について使用料収入によって賄うこととなっている。 今回の経営戦略では、人口減少に伴う使用料収入の減少や、物価上昇の影響による維持管理費の増加に対しても、安定した下水道サービス提供を維持するため、適切な時期における使用料改定を検討する。 【建設改良財源】 建設改良費に対する財源としては、国庫補助金、熱海市及び真鶴町からの工事負担金、企業債が該当する。それぞれ建設改良費に対する割合を設定して試算する。 【他会計繰入金】 収益的収入分と資本的収入分を合わせて年間1.9億円を計上している。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

維持管理費は、汚水処理に要する経費(動力費、委託料、薬品費等)及び職員給与費に分類して推計した。 動力費及び薬品費については処理水量に依存するものとして試算し、それ以外の項目については過年度実績を踏まえ基準額を設定している。 また、これらの項目は物価上昇の影響を受けるものとして、令和11年度までは前年度比2%、令和12年度以降は前年度比1%の物価上昇を見込んでいる。
--

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	本町はすでに広域化に取り組んできた経緯があり、これ以上の広域化は地勢的に困難であると考えている。今後は近隣自治体との電力や薬品の調達、水質検査業務等の共同化の検討を進めていく。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画や総合地震対策計画等を活用し、投資の平準化を図る。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在、処理場の維持管理については包括的に業務を委託しており、引き続き活用を図ることとする。また、W-PPPの導入についても検討を進めていく。
その他の取組	特になし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	計画期間中に使用料改定を想定し、使用料の適正化を図る。ただし、改定に当たっては、倍率及び時期について今後の財政状況を注視しつつ詳細な検討を行う必要がある。
資産活用による収入増加の取組について	職員及び委託業者社員の駐車場使用料を徴収しており、今後も継続していくこととする。
その他の取組	特になし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	引き続き処理場の運転・維持管理業務を民間に委託する方針とする。現在は3年間の仕様発注方式であるが、今後は性能発注方式や委託期間の長期化などの検討を進めていく。
職員給与費に関する事項	令和8年度から水道課と統合し上下水道課として運営を行うものの、職員給与費については現状維持を見込んでいる。今後の物価上昇等の社会情勢を踏まえ、適正な職員給与費の検討を進めていく必要がある。
動力費に関する事項	令和4年度神奈川県汚水処理事業広域化・共同化計画において、近隣自治体との処理場等の電力調達の共同化に関するロードマップが策定されている。これに基づき、電力調達に関する近隣自治体との共同化の検討を進めていく。
薬品費に関する事項	令和4年度神奈川県汚水処理事業広域化・共同化計画において、近隣自治体との処理場等の電力調達の薬品調達及び水質検査に関するロードマップが策定されている。これに基づき、薬品調達及び水質検査業務に関する近隣自治体との共同化の検討を進めていく。
修繕費に関する事項	突発的な修繕による経費増を抑えるためにも、ストックマネジメント計画を活用し、計画的かつ効率的な更新を行い、修繕費の縮減を図る。
委託費に関する事項	特になし
その他の取組	特になし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	上記内容については、早期に情報提供や議会からの意見聴取などを経て、適宜見直しをしつつ、具体化を図ることとする。 また、CAPDサイクルを活用し、財務状況等を毎年評価し、計画と実績との乖離が著しい場合にはその原因調査と対策を図ることとする。 さらに、概ね3～5年毎に投資・財政計画を評価し、ストックマネジメント計画等の他計画との整合を図りつつ、経営戦略の改定を行い、効率的かつ安定的な下水道事業を持続できるよう、経営努力を続ける。
---------------------	--

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円,%, 税込み)

区分		平成29年 (決算)	平成30年 (決算)	令和元年 (決算)	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度 (決算)	令和7年度 (予算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
資本的収入	1. 企業債平準化債 うち資本費平準化債	224,700	213,700	62,200	90,900	50,300	34,400	228,300	89,900	158,472	315,100	103,300	163,500	140,100	149,200	388,600	388,600	355,600	162,800	146,800	
	2. 他会計出資金																				
	3. 他会計補助金	76,743	124,244	122,580	111,703	100,594	80,969	68,927	61,741	56,460	54,035	45,025	41,014	18,714	14,862	11,052	8,124	5,210	2,396	0	
	4. 他会計負担金																				
	5. 他会計借入金																				
	6. 国(都道府県)補助金	272,080	235,540	14,700	10,000	15,600	2,500	208,590	8,650	48,150	328,300	74,000	151,000	97,400	102,300	447,200	447,200	414,200	136,400	113,300	
	7. 固定資産売却代金																				
	8. 工事負担金	65,439	56,951	3,675	15,700	5,951	387	84,148	23,050	28,671	123,000	18,500	35,300	21,000	23,500	128,900	128,900	128,900	44,000	36,900	
	9. その他	0	0	0	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	計 (A)	638,962	630,435	203,155	238,303	182,445	128,256	599,965	193,341	301,753	830,435	250,825	400,814	287,214	299,862	985,752	982,824	913,910	355,596	307,000	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)																					
純計 (A)-(B) (C)	638,962	630,435	203,155	238,303	182,445	128,256	599,965	193,341	301,753	830,435	250,825	400,814	287,214	299,862	985,752	982,824	913,910	355,596	307,000		
資本的支出	1. 建設改良費 うち職員給与費	519,813	466,752	44,264	79,652	45,090	9,401	494,825	100,154	187,085	766,400	195,800	349,800	258,500	275,000	964,700	964,700	898,700	343,200	297,000	
	2. 企業債償還金	299,201	346,971	345,418	316,555	320,110	306,590	295,493	272,631	220,937	212,628	203,964	208,961	187,809	185,768	182,279	175,847	173,229	161,073	161,603	
	3. 他会計長期借入返還金																				
	4. 他会計への支出金																				
	5. その他	0	0	0	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
計 (D)	819,014	813,723	389,682	406,207	375,200	325,990	800,317	382,786	418,022	989,028	409,764	568,761	456,309	470,768	1,156,979	1,150,547	1,081,929	514,273	468,603		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	180,052	183,288	186,527	167,904	192,755	197,734	200,352	189,445	116,269	158,593	158,939	167,947	169,095	170,906	171,227	167,723	168,018	158,677	161,603		
補填財源	1. 損益勘定留保資金	165,747	171,750	186,527	167,889	192,755	197,734	179,983	184,911	113,256	158,593	158,939	167,947	169,095	170,906	171,227	167,723	168,018	158,677	161,603	
	2. 利益剰余金処分額																				
	3. 繰越工事資金																				
	4. その他	14,305	11,538		16			20,369	4,533	3,013											
計 (F)	180,052	183,288	186,527	167,904	192,755	197,734	200,352	189,445	116,269	158,593	158,939	167,947	169,095	170,906	171,227	167,723	168,018	158,677	161,603		
補填財源不足額 (E)-(F) (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
他会計借入金残高 (G)																					
企業債残高 (H)	3,749,831	3,616,560	3,333,342	3,107,687	2,837,877	2,565,688	2,498,496	2,315,764	2,193,630	2,297,632	2,196,967	2,151,506	2,103,796	2,067,229	2,273,550	2,486,304	2,668,675	2,670,401	2,655,596		

○他会計繰入金 法適移行後

区分	平成29年 (決算)	平成30年 (決算)	令和元年 (決算)	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度 (決算)	令和7年度 (予算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収益的収支分	130,125	112,664	90,165	77,728	89,406	109,031	121,073	154,858	133,540	135,655	144,975	148,986	171,286	175,138	178,948	181,876	184,790	187,604	190,000
うち基準内繰入金	48,292	41,082	37,489	39,808	38,330	81,586	86,558	95,206	37,204	35,103	40,176	40,946	41,710	42,065	42,401	42,771	43,100	43,460	43,803
うち基準外繰入金	81,833	71,582	52,676	37,920	51,076	27,445	34,515	59,652	96,336	100,552	104,799	108,040	129,576	133,073	136,547	139,105	141,690	144,144	146,197
資本的収支分	76,743	124,244	122,580	111,703	100,594	80,969	68,927	61,741	56,460	54,035	45,025	41,014	18,714	14,862	11,052	8,124	5,210	2,396	0
うち基準内繰入金	76,743	124,244	122,580	111,703	100,594	80,969	68,927	61,741	56,460	54,035	45,025	41,014	18,714	14,862	11,052	8,124	5,210	2,396	0
うち基準外繰入金																			
合計	206,868	236,908	212,745	189,431	190,000	190,000	190,000	216,599	190,000	189,690	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000

損益勘定留保資金(上限額) 法適移行後

区分	平成29年 (決算)	平成30年 (決算)	令和元年 (決算)	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度 (決算)	令和7年度 (予算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
減価償却費一長期前受金戻入	231,838	244,010	264,319	263,500	257,864	257,007	248,869	262,122	259,472	249,372	282,771	281,686	275,648	272,454	274,977	285,864	296,704	303,627	301,907

経営比較分析表（令和6年度決算）

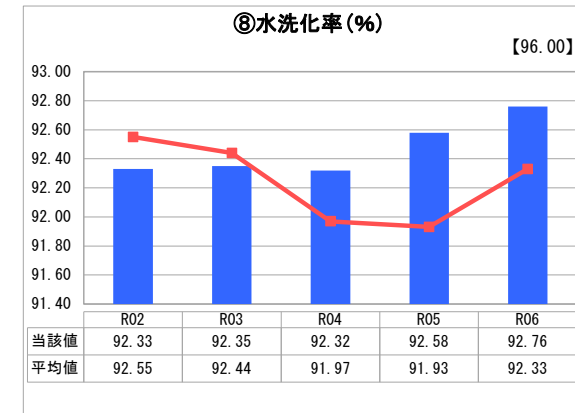
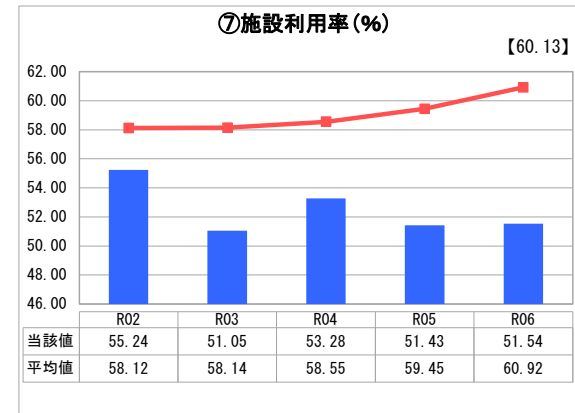
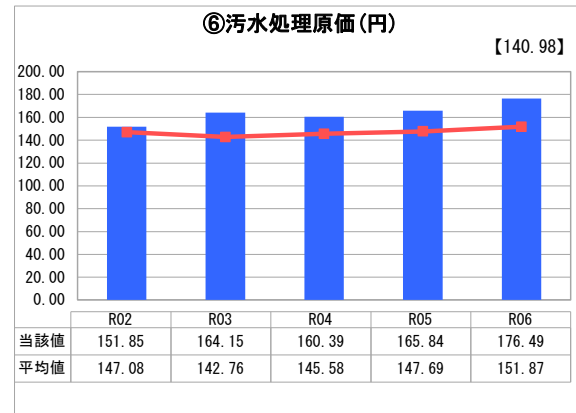
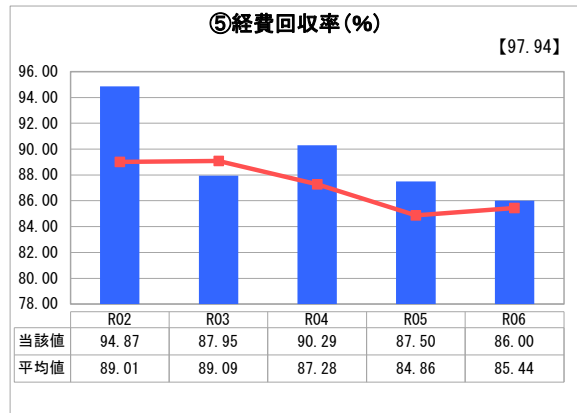
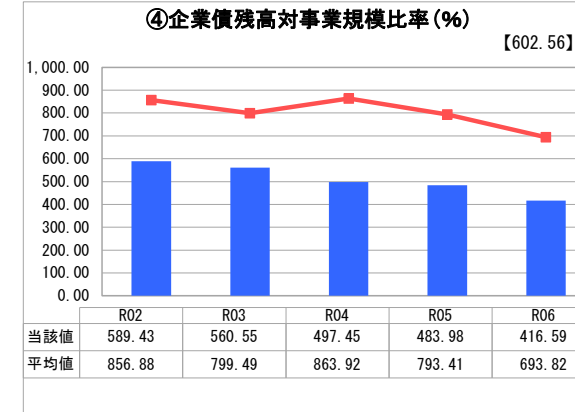
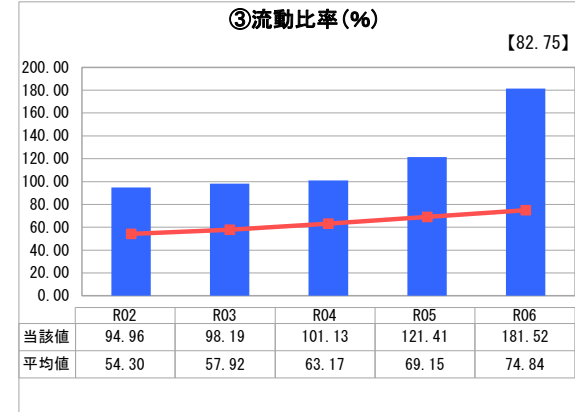
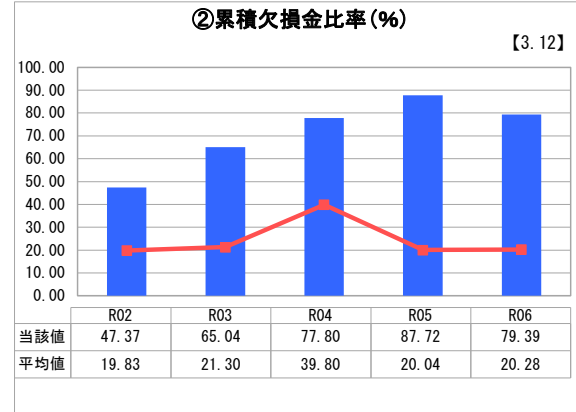
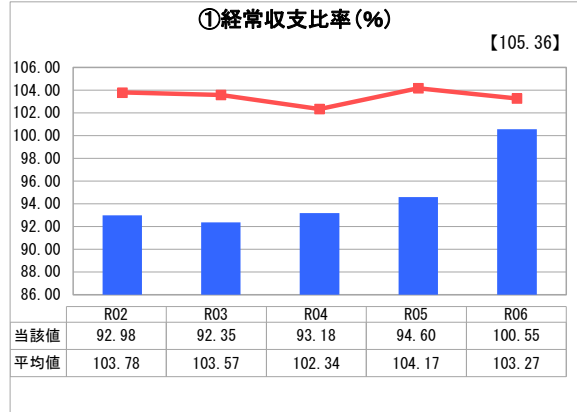
神奈川県 湯河原町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Cb1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	80.85	92.31	75.19	3,130

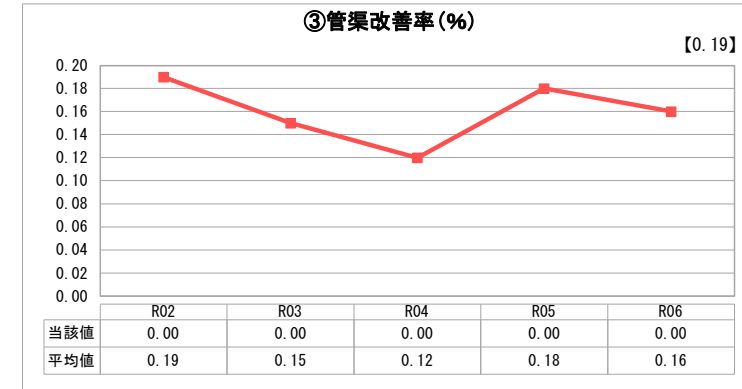
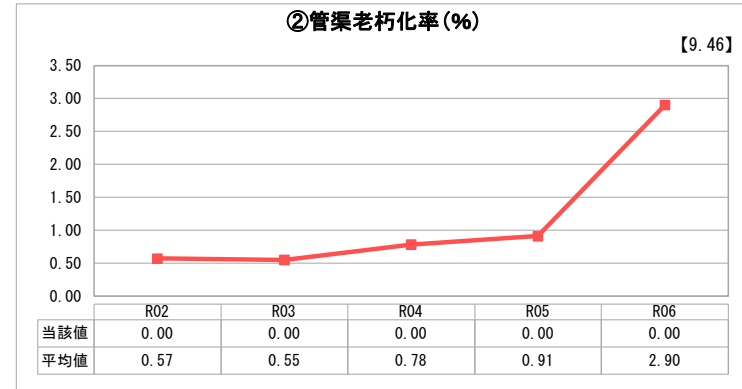
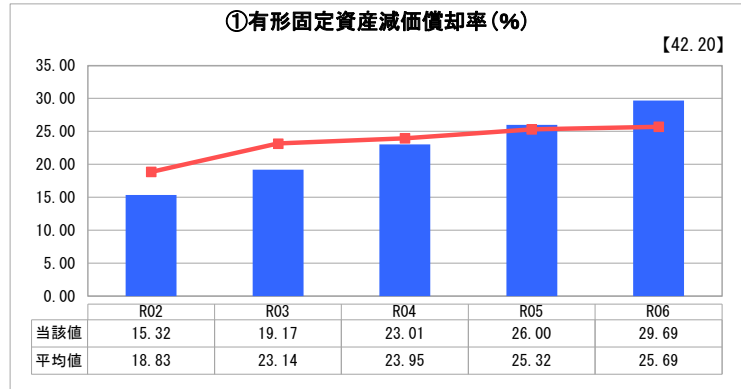
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
23,183	40.97	565.85
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
21,208	4.12	5,147.57

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【	令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

本町では、令和6年4月に料金改定を行いました。その結果、企業会計移行後初めて経常収支比率が100%を上回り単年度収支が黒字となり、合わせて、累積欠損金比率も減少しました。

流動比率は、100%を上回っております。これは企業債償還金が減少傾向にあり、また、現金預金が料金改定に伴い増加したことによるものです。

企業債残高対事業規模比率は、建設初期に借入れた企業債の償還が終期となり、企業債残高が減少しているためと考えられますが、今後は施設の耐震化及び老朽化した管渠の更新等も想定され、増加することが予想されます。

経費回収率は、100%を下回っており、本来使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄っておらず、汚水処理に係る費用が下水道使用料以外の収入で賄われている状態となっているためです。

汚水処理原価は、物価高騰などの影響により汚水処理費が増加したことが要因であると考えられ、これまで以上に経費削減が必要となります。以上のことから、適正な使用料収入の確保と汚水処理費の削減による経営改善に努めるとともに、使用料の適正化を図る必要があります。

施設利用率は、人口減少や節水意識の定着などによる水需要の減少に伴い汚水処理量は減少傾向にあります。

水洗化率についてはほぼ類似団体平均値ですが、今後も使用料収入の増収に向けて継続的に個別訪問や啓発活動等による水洗化率の更なる向上に努めていきます。

2. 老朽化の状況について

有形固定資産減価償却率については、平成29年度に地方公営企業会計へ移行したことにより、減価償却費の累積が少なく、低い水準となっておりますが、今後は上昇していく見込みです。

令和6年度時点で法定耐用年数(50年)を超えた管渠はない状況にあることから、管渠についての更新投資・老朽化対策はまだ行っていません。そのため、管渠老朽化率及び管渠改善率は、0%となっております。

処理場の改築更新事業については、ストックマネジメント計画に基づき、令和3年度から機械電気設備等の改築更新を実施しております。

今後は、将来確実に迎える下水道施設の更新に備えて、計画的かつ効率的に施設を管理し、事業費の平準化にも配慮しながら、施設全体の効率的、安定的な維持管理及び更新等を実施していきます。

全体総括

本町の下水道事業は、昭和60年に湯河原町浄水センターの供用を開始し、順次整備拡大を行ってきましたが、処理区域人口の減少や、節水機器の普及や節水意識の高まりなどにより依然として使用料収入は伸び悩んでいる状況です。経営の健全化を図るべく令和6年4月に料金改定を行いました。近年の資材価格、電気料金等の高騰により費用が増大する懸念もあり、経常収支比率、経費回収率等に改善がみられるか注視する必要があります。

今後は、令和7年度に改定予定の経営戦略において、現状把握と将来予測を行い、今後も安定的に事業を継続するため、計画的な改築更新を実施するとともに、適切な維持管理を行い、より一層の経営の効率化、財政運営の健全化に努め、経営基盤の強化を図っていきます。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

経営比較分析表（令和6年度決算）

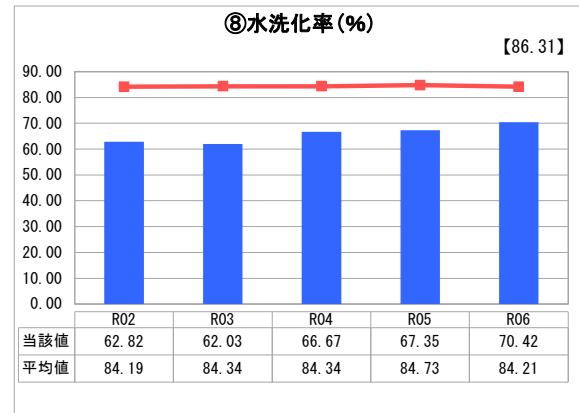
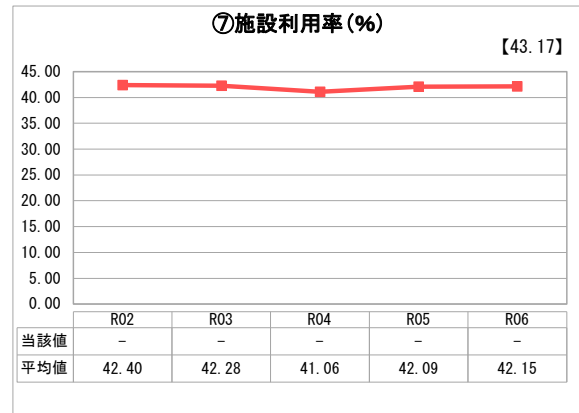
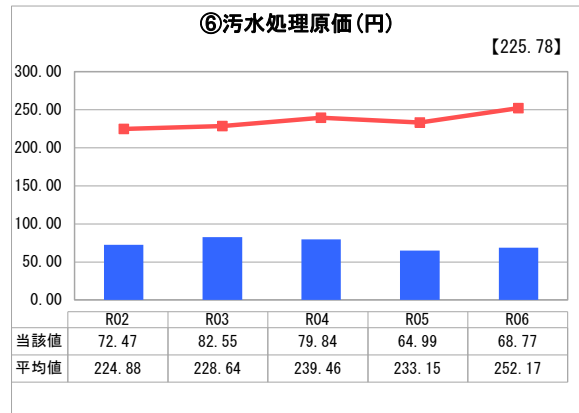
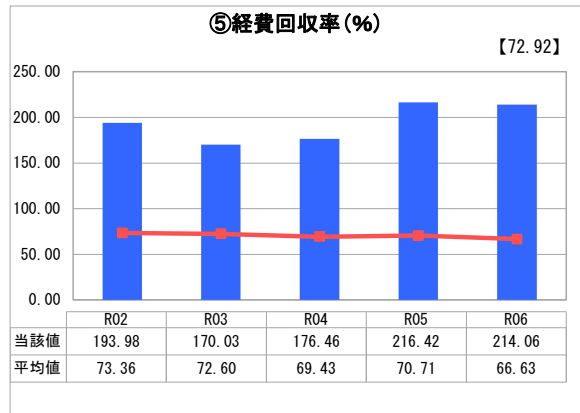
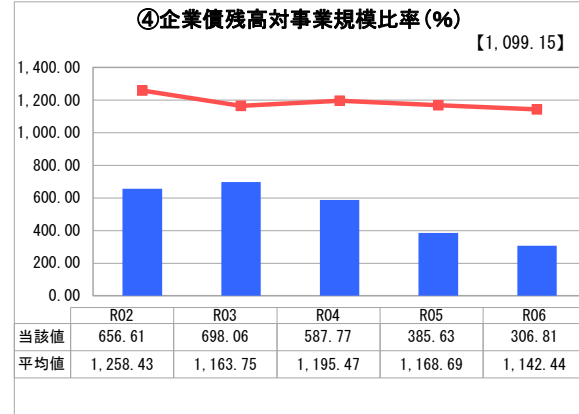
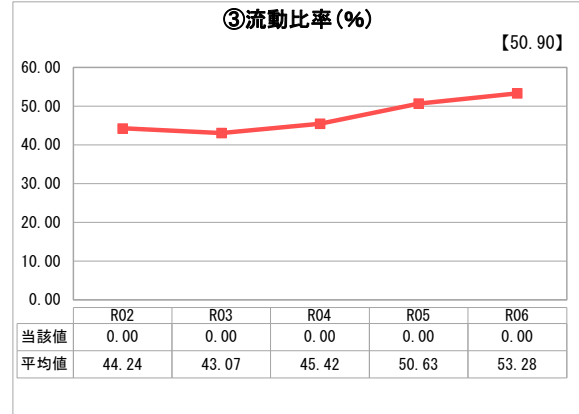
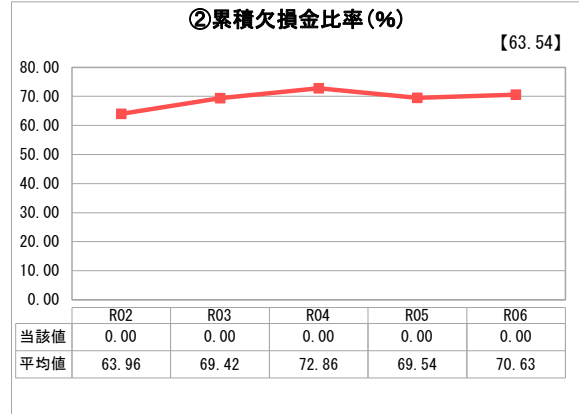
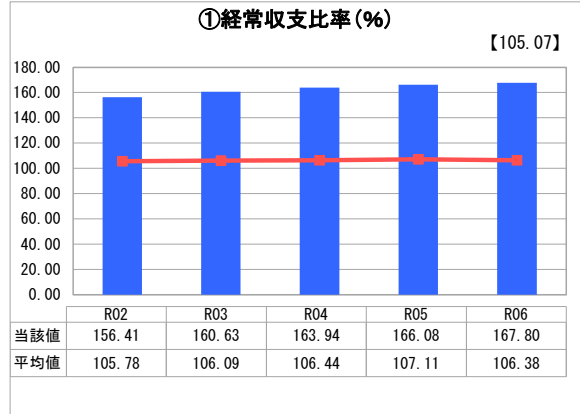
神奈川県 湯河原町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	87.90	0.62	100.00	3,130

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
23,183	40.97	565.85
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
142	0.15	946.67

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【	令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

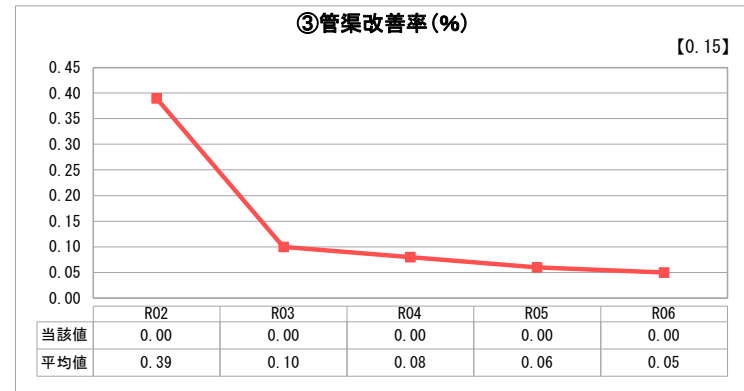
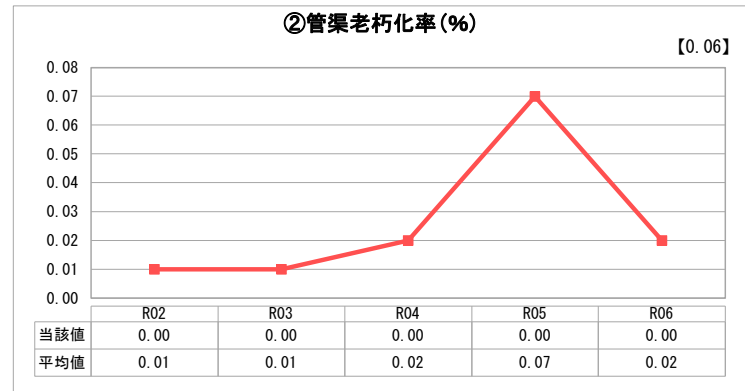
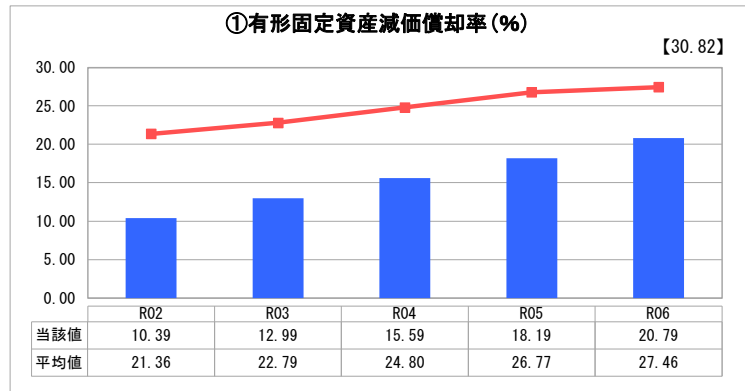
1. 経営の健全性・効率性について

経常収支比率は、昨年度よりも高くなっています。累積欠損金もありません。企業債残高対事業規模比率は、昨年度よりも低くなり、また、類似団体平均値よりも低いです。経費回収率は、昨年度よりも低くなっているが、100%を上回っています。汚水処理原価は、昨年度より高くなったが、類似団体平均値よりも下回っています。施設利用率については、公共下水道事業で建設された施設（昭和60年に供用開始）を利用しているため未計上です。本処理区域は、温泉観光地であり、宿泊施設などの大規模施設が多いため、施設改造負担などが大きくなり水洗化率が伸び悩む傾向にあります。ただし、宿泊施設等の1軒の接続で各数値が一気に改善する要因を持っています。本処理区域内の管渠施設の老朽化対策は、まだ不要と考えられますが、将来的に改築、更新費用の発生が予測されます。したがって、収入増のため事業所等への啓発活動を行うなど接続（水洗化）の推進を図りつつ、合わせて維持管理の効率化を図る必要があります。以上の対策を実施するため、本事業については公共下水道と合わせ、住民の理解を得ながら収入の柱となる下水道使用料の水準の適正化を図り、下水道サービスを提供していきます。

2. 老朽化の状況について

本処理区域については、平成7年度に事業着手、処理施設については公共下水道事業で建設された施設（昭和60年に供用開始）を利用しています。建設開始からの年月も短く、管路施設の日常点検においては腐食や破損等は見受けられない状況下にあります。今後も日常点検結果に注視し、地域住民生活のライフラインとしての使命を果たすよう点検に努め、老朽化の状況を確認していきます。

2. 老朽化の状況



全体総括

経常収支比率は、100%を上回っている状況にあります。定住者においては少子高齢化による人口減少並びに節水機器の普及に伴う処理水量の減少等による使用料収入の減少が推測されます。本処理区域の対象施設は管渠施設のみですが、現状は劣化等の不具合はほとんど無いものの、施設の健全度を維持していくため、今後の日常点検や清掃等の維持管理を計画的に行い、施設老朽化に伴う支出費用の抑制を図っていく必要があります。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

経費回収率の向上に向けたロードマップ

国土交通省による、「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」(令和2年7月21日付け国水下企第34号)に基づき、経費回収率の向上に向け令和6年4月に料金改定を行った。今後は、経営の健全性、安全性を図るため、適正な時期における使用料改定を検討する。